

背景

□ バリアフリー施策の検討・評価に当たり、障害者等が自ら参画し、その視点を施策に反映させることが重要

【参考】ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）（抜粋）

1. 基本的考え方

2. ユニバーサルデザイン2020 行動計画

また、今後、これら施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人が委員等として参画することとし、障害のある人による視点を施策に反映させることが重要である。

【参考】障害者の権利に関する条約（抜粋）

第四条第三項 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

□ 障害者団体から検討会等において、制度として障害者参画の仕組みを設けるべきとの意見等

【参考】要望団体…認定NPO法人DPI日本会議等

➤ 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

出席者

- ・関係行政機関
- ・地方公共団体
- ・高齢者、障害者等（多様な障害特性に配慮した人選）
- ・施設設置管理者（例：公共交通事業者等、道路管理者）
- ・その他の関係者（例：学識経験者）

開催頻度、検討テーマ等

- ・年複数回開催する考え
 - ・高齢者、障害者等から寄せられる要望等に対し、各者の参画による建設的な検討
 - ・地方ブロックにおける開催も重要な検討課題
- ⇒ 高齢者、障害者等とも相談しつつ、具体的な運営を検討